



# 残業時間削減ポイント10

10月22日(木) 10:00~12:00 ホテルクラウンヒルズ姫路

現行の「労働基準法」では、**月間60時間以上の時間外労働について50%以上の割増率**が義務化されていますが、中小企業については当分の間、割増率(25%)の引上げが猶予されています。

ただしあくまで猶予措置ですので、将来的には割増率の引き上げ(25%⇒50%?)が想定されています。

また昨今では、**過重労働による健康障害、メンタルヘルス不調**が大きく取り上げられるようになり、厚生労働省は今年4月から過重労働の**専従対策班**(過重労働撲滅特別対策班、通称かとか)を東京・大阪労働局に新設するなど、長時間労働に対する指導を強化しています。

残業時間の多い会社は早いうちに何らかの対策を講じる必要があります。(残業代を払えばよいという問題ではありません!)

そこで、本セミナーでは、会社がとるべき「残業削減対策」を具体例を交えながら解説いたします!

## ■残業が多く発生しがちな会社の例!

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| ① 自社は特殊として何も対策していない | ② 社員の要領や資質の問題(残業に対する認識不足) |
| ③ タイムカードのみで時間管理している | ④ 残業するかしないかを社員の意思にゆだねている  |
| ⑤ ムダな時間の削減ができていない   | ⑥ 残業する人を評価しがちである          |
| ⑦ 付き合い残業の社風がある      | ⑧ 部門別に残業の差が激しい            |
| ⑨ 管理職のマネジメント力不足     | ⑩ 営業の交渉力不足による受注           |

日時	10月22日(木) 10:00~12:00 (9:30受付開始)		
場所	ホテルクラウンヒルズ姫路 3階「樺」会議室(姫路市東延末3丁目56番地) TEL:079-222-8000		
受講料	通常8,000円⇒特別割引価格4,000円(1社2名迄) (お知り合いの方をお連れ頂きますと、お連れ様も同様に4,000円とさせていただきます)		
お問合せ先	社会保険労務士法人 庄司茂事務所	0120-66-8050	

## 『残業時間削減』セミナー 申込用紙

※本セミナーは経営者向けの内容となります。恐れ入りますが、対象者以外のご参加はご遠慮願います。

会社名			業種
所在地	〒		
	TEL	FAX	従業員数:
ご参加者	御芳名		御役職

一緒に参加されるご紹介先がございましたら、こちらにご記入ください。

会社名			業種
所在地	〒		
	TEL	FAX	従業員数:
ご参加者	御芳名		御役職

お申込みFAX: 0120-38-3399